

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成26年9月18日(2014.9.18)

【公開番号】特開2014-141776(P2014-141776A)

【公開日】平成26年8月7日(2014.8.7)

【年通号数】公開・登録公報2014-042

【出願番号】特願2014-58669(P2014-58669)

【国際特許分類】

A 42 B 3/18 (2006.01)

A 42 B 3/04 (2006.01)

【F I】

A 42 B 3/18

A 42 B 3/04

【手続補正書】

【提出日】平成26年7月9日(2014.7.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

空気濾過システムとして、ベース・セクション(32)を備えるヘルメット(12)とともに使用するガウンであって、前記ガウンが、

前記ヘルメット(12)を覆うように形成され、開口部(42)を有するフード(92)と、

前記フード(92)に取り付けられ、前記開口部(42)を覆うように位置するフェース・シールド(96)と、

前記ヘルメット(12)に対して前記フェース・シールド(96)を、離脱可能に固定するための、前記フェース・シールド(96)の下部に取り付けられた少なくとも1つの固定部材(98)とを含み、

前記フェース・シールド(96)には、前記ヘルメット(12)のベース・セクション(32)から上向きに延びる取り付けクリップ(114)を受けるための開口(110)が形成されており、前記取り付けクリップ(114)は、前記ベース・セクション(32)から外向きに延びる遠位縁部(116)を備え、前記開口(10)に前記取り付けクリップ(114)が位置することにより、前記フェース・シールド(96)の一部分(118)が前記遠位縁部(116)と前記ヘルメット(12)の前記ベース・セクション(32)との間に留まり、前記取り付けクリップ(114)が前記ガウンを支持し、ユーザの顔を覆うように前記フェース・シールド(96)を配置する、ガウン。

【請求項2】

前記ガウンが用いられる前記ヘルメット(12)が、該ヘルメット(12)の開口部(42)を規定するためのフェイシャル・セクション(40)を備え、

前記フェース・シールド(96)の下部に取り付けられた前記少なくとも1つの固定部材(98)が、前記フェース・シールド(96)の、前記フェイシャル・セクション(40)への取り付けを容易にするためのフック・ループ・ファスナである請求項1に記載のガウン。

【請求項3】

前記開口(110)が、前記フェース・シールド(96)の中心に設けられた請求項1

又は 2 に記載のガウン。

【請求項 4】

前記フード（92）が、ユーザと外部環境との間で空気を濾過するための濾過媒体（94）として働くように構成される請求項1～3のいずれかに記載のガウン。

【請求項 5】

身体部分が、前記フード（92）と一体になっており、前記ユーザの肩まで下向きに延びる請求項1～4のいずれかに記載のガウン。